

問題

次の事例を読み、以下の問いに答えなさい。

[事例]

A県X市は、市の公民館を新たに建設することとした。建設現場において市主催の起工式（以下「本件起工式」という。）が挙行され、X市市長は、神職報償費・供物料を合わせた挙式費用約8,000円を市の公金から支出した。本件起工式は、X市の職員が進行係となって、宗教法人B神社の宮司ら数名の神職主宰のもとに神式にのっとり挙行された。

(1) 国又は地方公共団体と宗教との関わり合いが憲法の政教分離規定に違反するか否かを判断する場合に、いかなる基準又は判断枠組みを用いるべきか。判例に触れながら論じなさい。

(2) 本件起工式及びこれに対するX市市長の公金支出行為は憲法の政教分離規定に違反するか。(1)で論じた基準又は判断枠組みを用いて論じなさい。

解答のポイント

昨年の平成28年が人権から西陣ネクタイ事件（最判平2・2・6）を素材とする事例問題であったので、平成29年は統治から基本判例を素材とする事例問題が予想されていたところ、連続して人権から政教分離原則に関する基本事例の出題となっている。本問の事例は津地鎮祭事件（最大判昭52・7・13）の事案（市主催の起工式、挙式費用7663円の公金支出の違法性等が問題となっている）を題材にする問題であると思われる。本問は政教分離原則に関する審査基準及びそのあてはめがストレートに問われており、論じ方が容易でなかったと推測される。

小問(1)につき、判例は政教分離原則につき完全分離を要求するものではない点を示したうえで、政教分離原則に違反するか否かを審査する場合の基準を論ずる必要がある。判例が基本的に採用している目的効果基準を挙げるとよいと思われる。目的効果基準を採用しなかった空知太神社事件（最大判平22・1・20）もあるが、本問の事例が前述のように津地鎮祭事件の事案をベースにしていると思われるからである。

小問(2)については、問題文の事例で示されている多くはない事情をもとにして、(1)で挙げた津地鎮祭事件の判例が採用している目的効果基準へのあてはめが求められている。

解答例

1. 小問(1)

(1) 憲法は、信教の自由を保障している（20条1項前段）一方で、宗教団体に対する特権の付与の禁止及び宗教団体による政治上の権利の行使を禁止し（同条1項後段）、さらに国及びその機関による宗教教育等の宗教的活動を禁止している（同条3項）。財政面においても宗教団体への公金の支出を制限している（89条前段）。憲法はこれらの規定により、いわゆる政教分離原則を採用している。

(2) 政教分離原則は、国家の非宗教性ないし宗教的中立性を意味するが、宗教は、信仰という個人の内面的な事象としての側面を有するだけでなく、同時に極めて多方面にわたる外部的な社会事象としての側面を伴うのが常であるので、国家が、社会生活に規制を加え、あるいは教育、福祉、文化などに関する助成、援助等の諸施策を実施する際には、宗教との関わり合いを生ずることは免れず、現実の国家制度として、国家と宗教との完全分離を実現することは、實際上不可能に近い。したがって、この原則は、国家の宗教的

中立性を要求するものではあるが、国家が宗教との関わり合いをもつことを全く許さないとするものではないと解される。

(3) そこで、次に国家と宗教の関わり合いが相当とされる限度を超えるかいなかの審査基準が問題となる。

この点、起工式への公金支出が問題となった津地鎮祭事件の判例は、憲法20条3項にいう「宗教的活動」とは、国及びその機関の活動で宗教との関わり合いをもつすべての行為を指すものではなく、その関わり合いが相当とされる限度を超えるものに限られるというべきであって、当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうものと解すべきであるとしている（いわゆる目的効果基準）。

そして、目的効果基準で審査する際の考慮要素として、当該行為の主宰者が宗教家であるか、その順序作法が宗教の定める方式に則ったものであるか等の当該行為の外形的側面のほかに、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断する必要があるとしている。

2. 小問 (2)

(1) 問題文に「本件起工式は、X市の職員が進行係となって、宗教法人B 神社の宮司ら数名の神職主宰のもとに神式にのっとりて挙行された。」とあり、神職自身も宗教的信仰心に基づきこれを執行したと考えられるので、宗教と関わり合いをもつこと自体は否定しえない。

しかし、その目的は市の公民館の建築着工に際し土地の平安堅固、工事の無事安全を願い、社会の一般的慣習に従った儀礼を行うという専ら世俗的なものと認められ、その効果も参列者及び一般人の宗教的関心を特に高めるものとは考えられず、これにより神道を援助、助長、促進し又は他の宗教に圧迫、干渉を加えるものとは認められない。よって、憲法20条3項により禁止される「宗教的活動」にはあたらない。

(2) また、本件起工式の挙式費用の公金支出も、本件起工式の目的、効果及び神職報償費・供物料という支出金の性質、約8000円という額等を考えると、特定の宗教組織又は宗教団体に対する財政援助的な支出とはいえず憲法89条前段に違反するものではない。

(3) 以上より、本件起工式及びX市市長の公金支出行為は政教分離原則に反しない。

以上

(1, 430 字)

TAC 生はココで解けた！

専門記述対策（法律系）テキストP.105 の問題 7、P.107 の参考問題 7-1、オプション講座「国税専門官・財務専門官 憲法専門記述対策セミナー」テキストの予想問題③にほぼ同様のテーマの問題が掲載されている。